

**兵高教組**

# 確定速報4号

2015年11月19日 調査情報21号

兵庫県高等学校教職員組合調査部  
TEL : 078-341-6745  
FAX : 078-351-3185  
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>  
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

**第4回 賃金確定交渉**

**一時金 6月期に遡って0.1月引き上げ  
地域手当 4月に遡って0.25%引き上げ**

高教組・従組・兵庫教組合同交渉団は、11月17日に県教委と第4回賃金確定交渉を行いました。冒頭、小野委員長から小橋教育次長へ10大要求署名第一次分3723筆が手渡されました。次長は「重く受け止める」と応えた後、①給料表を改善すること②給料表を改善してもなお残る公民較差を解消するため、4月に遡って地域手当を0.25%引き上げること③勤勉手当を6月期に遡って0.1月（再任用者は0.05月）改善することなどの回答を行いました。2年連続での賃金改善となり、今年度も差額が支給されることになります。しかし、県「行革」カットの撤回については検討中とし、「総合的見直し」による来年度4月からの地域手当引き上げについては「据え置き」としました。

交渉団からは「県『行革』について県財政への影響ばかり言うが、8年間削減され続けている教職員への影響をどう考えるのか」「地域手当の遡及改善はあくまで公民較差解消のためのもの。総合的見直しによる来年度4月からのさらなる地域手当引き上げを据え置くことは総合的見直しの趣旨に反する」など厳しい追及がなされました。

また、交渉の進め方については、「国が勧告通り給与改定を行うことを前提に本県の対応を進める」とし、山場の設定について24日であることを「今現在、そう認識している」との回答がありました。その上で条例提案の時期については「国、他府県の動向を見極めた上で判断する」と回答しました。

この回答を受け、高教組、従組は第三波決起集会、山場の対応を計画通り実施することを決定しました。取り組みへの積極的な参加をお願いします。

**小橋教育次長回答****1. 給与改定等について**

**給料表**…平均0.35%の引き上げ(2015.4.1実施)

※現給保障者が多いため実質は0.1%の改善

**地域手当**…較差解消のため0.25%改善

1級地8.75% 2級地5.75% 3級地3.75%  
(2015年4.1実施)

**期末・勤勉手当**…勤勉手当を0.1月分引き上げ

る。再任用者は0.05月。  
(2015年度6月期から実施)

**単身赴任手当**…基礎額26000円→30000円

加算額58000円→70000円

(2016.4.1実施)

**現給保障**…2018年3月31日に廃止

(給与構造改革、総合的見直しとも)

**僻地手当**…対象校の見直しを行うが、年明けまで一部調査継続。すべて完了次第執行部に対象校伝える。対象の解除や引き下げがあった場合も経過措置を設ける。

**2. 「給与制度の総合的見直し」について**

**地域手当**…2016年4月からの地域手当について、引き上げには試算が必要だが、技術的に困難。そのため据え置くこととし、来年度の人勧を待って検討する。

**3. 人事評価育成システムについて**

2016年からの法改正に対応するため、必要な改正を行う。具体的な内容を詰めていくが、法改正の趣旨を踏まえるとともに、本県における現行の取り扱いも十分考慮して対応する。内容が固まり次第執行部に説明する。

**4. フレックスタイム制について**

現時点では、学校現場への導入は予定していない。今後、教育委員会として方針を変更する場合は再度回答する。

**5. 県「行革」カットについて**

段階的の縮小について、来年度の内容を慎重に検討している。厳しい財政状況などの中でも見極めが難しく、時間を要している。

## ☆10大要求署名 第一次分3723筆を提出☆

### 《交渉団の声》 最後まで！一人でも多くの署名を

交渉団からは、様々な発言があり、県教委を追及していました。以下要旨です。

- ◆現給保障が廃止されれば、月額2万数千円もの削減となる。許せない。
- ◆現給保障は2005年に現給保障額に達するまで維持すると労使合意をしている。撤回を。
- ◆人事評価育成システムについては、長い時間かけて交渉し、本格実施の際に合意したものだ。その経緯を踏まえること。
- ◆来年度4月の地域手当の改善は国でさえ行っている。据え置くというのは、「総合的見直し」の趣旨に反する。
- ◆子どもたちのために向き合っているにもかかわらず、勤務時間の縮減が進まない理由として教職員の意識改革や保護者や地域の理解をあげたが、こんなにおかしいことはない。
- ◆介助員の65歳までの勤務が肉体的な負担を踏まえて任用時60歳で切るかのように言っているが、これは他の職との均衡を欠いているとしか言いようがない。
- ◆特別支援学校や少数職種にも短時間の再任用を！

## 第三波県庁前決起集会

11月24日（火）16:00～17:00

県庁2号館前広場

職場から多数の参加を！

